

## 3 麻薬取扱上の注意事項

### ① 基本的な事項について

#### ◎麻薬施用者の免許交付について（麻薬及び向精神薬取締法第3条）

麻薬施用者とは、都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を使用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋（以下「麻薬処方せん」という。）を交付する者です。

麻薬施用者は、医師、歯科医師、獣医師に限定されており、施用に当たり、事前に麻薬診療施設の所在地の知事あて免許申請を行う必要があります。☞詳しくは、保健所の担当（TEL：023-627-1248・9）へご相談ください。なお、免許交付までには、凡そ1週間程度を必要とするのでご留意願います。

### ② 在宅医療の推進のための麻薬の取扱いの弾力化について

次の通知が出ています。（平成18年3月31日 薬食監麻発第0331001号 各都道府県衛生主管部(局長)・各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)長あて厚生労働省医薬食品局監指導・麻薬対策課長通知）

＝麻薬の取扱いについては、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)の趣旨を踏まえ、かねてより配慮いただいているところであるが、平成17年12月8日、社会保障審議会医療部会において「医療提供体制に関する意見」が取りまとめられ、麻薬が適切かつ円滑に提供される体制整備等を含めた在宅医療の推進の環境整備を図ることとされた。これを受け、麻薬が適切かつ円滑に提供される体制の整備に資するよう麻薬の取扱いの弾力化について下記のとおり示すので、麻薬診療施設等への適切な指導をお願いしたい。なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言である。

記

#### 1 患者の健康状態等に配慮した麻薬の取扱い

患者の健康状態等から、患者が麻薬を受領することが困難であると認められる場合には、現に患者の看護等に当たる看護師、ホームヘルパー等で患者又はその家族等の意を受けた者を、平成10年12月22日付け医薬麻第1854号医薬安全局麻薬課長通知にいう「患者等」に該当するものと解して差し支えないこととすること。なお、前記通知に掲げるバルーン式ディスプレイタイプの連続注入器に入った麻薬注射薬以外の麻薬についても同様に取り扱い差し支えないこととすること。

#### 2 患者等が麻薬を受領する際の待ち時間の改善

麻薬小売業者が、ファクシミリで電送された麻薬処方せんの処方内容に基づいて麻薬の調製等を開始することを認めることとし、患者等が麻薬処方せんを持参した場合に、速やかに当該処方せんを確認し、麻薬を交付することを可能にし、患者が麻薬を受領する待ち時間の改善を図ることとすること。

#### 3 麻薬の保管設備に係る麻薬診療施設の負担の軽減

麻薬診療施設の開設者が麻薬を所有又は管理しない場合は、麻薬診療施設内の麻薬保管設備の設置を不要とすること。

☞詳しくは、「病院・診療所における麻薬管理マニュアル」並びに「薬局における麻薬管理マニュアル」（平成18年12月改訂）を参照。（これらは「国立がんセンターがん対策情報センター」ホームページからダウンロード可能です。<http://ganjoho.ncc.go.jp>）

**Q 1 : 患者や家族が病状等の事情により薬局から麻薬を受領できない時は、誰かに代わってもらえますか。**

A 1 : 患者やその看護に当たる家族の意を受けた、看護師・ヘルパー・ボランティアは、麻薬施用者である医師から処方箋を受け取り、麻薬小売業者（薬局）から代理で受領することができます。その際、薬剤師は、患者等の意を受けたものであるということを書面や電話等で確認する必要があります。

**Q 2 : 薬局が麻薬注射剤を患者に交付する際の注意点を教えてください。**

A 2 : 麻薬施用者である医師から医療上の指示を受けた看護師に対して、処方せんの内容を確認した上、処方せんに基づきアンプルのまま交付することができます。この場合は薬局で行う場合と、薬剤師が患者さん宅に持参して麻薬施用者である医師から医療上の指示を受けた看護師に対して直接手渡す場合のいずれも可能です。医療上の指示を受けた看護師以外（患者さんや家族）にアンプルのまま渡すことは絶対にできません。また、麻薬処方せんに基づいて調剤した麻薬を薬剤師が患者さん宅に届けることは今までどおり可能です。

**Q 3 : 麻薬注射薬の設定変更は、看護師が行うことは可能ですか。**

A 3 : 医師の指示に基づき、行うことは可能です。なお、社団法人日本看護協会が作成している看護業務基準では「医師の指示に基づき、一定以上の臨床経験を有し、かつ、専門の教育を受けた看護師のみが実施することができる」とされているので、参考にして下さい。また、その際の機器は、薬液が取り出せない構造であること、患者や家族が勝手に注入速度を変更できないものであることについては変わりありません。

**Q 4 : 福祉施設内でも麻薬の厳重な管理（金庫等に保管すること）が必要ですか。**

A 4 : 福祉施設内は、そもそも在宅と同等の場であって、患者が自己管理出来るのであれば特別な保管場所を設定する必要はありません。なお、入院中であっても、患者に必要最小限の麻薬を保管させることが可能です。この場合の保管場所は患者さんの身の回りで、他の薬剤を保管する場合と同じでかまいませんが、紛失などがないように患者さんに指導する必要があります。

**Q 5 : 患者死亡などで麻薬が残ってしまったときには、どうしたらいいですか。**

A 5 : 麻薬管理者は、患者または患者の遺族から残薬を譲り受けた場合、麻薬管理簿または補助簿（廃棄簿）等を作成し、廃棄した記録を残します。なお、その際には、麻薬管理者（麻薬管理者がいない診療施設においては麻薬施用者）は、他の職員 1 名以上の立会いの下にすみやかに廃棄（焼却・放流等）し、立会者は署名又は記名押印してください。また、廃棄後 30 日以内に「調剤済み麻薬廃棄届」を最寄りの保健所へ提出してください（30 日以内であれば、その間のものは一括届出可）。注射剤の施用残や I V H に混入したものの残薬は施用残として、払い出し簿の備考欄に廃棄数量を記載し、立会者の署名又は記名押印を行えば、上記の届出は不要です。

**Q 6 : 院外処方でも麻薬を処方できますか。**

A 6 : 麻薬施用者の免許を事前に受けていれば可能です。この場合、麻薬の在庫を持たなければ、麻薬金庫等は必要ありません。また、この場合は、残麻薬の譲渡を受けず、調剤を受けた薬局に戻すように指示する様にして下さい。

麻薬の取り扱いに関するお問合せ先： 村山保健所医薬事室 薬務担当：TEL：023 - 627-1248・1249